

補助金申請手続の流れ（老朽危険空家等除却補助金）

手 続	内 容
事前協議・申込 ↓ 申込み多数の場合、抽選 ↓ 補助金の交付申請 ↓ 補助金の交付決定 ↓ 老朽危険空家等の 除 却 の 実 施 ・ 除却の完了報告 ↓ 除却工事の審査及び 補 助 金 額 の 確 定 ↓ 補 助 金 の 交 付	補助額、補助要件、申請手続などについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。 ①事前協議申込書 様式 1 ②老朽危険空家等の位置図、配置図、外観写真（劣化及び破損の状況が分かるもの） 本市職員が現地調査し、老朽危険空家等に該当するかなどを確認します。 下記の補助申請書類を提出してください。 ①事前協議確認書 様式 2 ②補助金交付申請書 様式 3 ③除却工事に係る計画書 様式 4 ④不動産登記事項証明書など老朽危険空家等の所有者が分かるもの ⑤納税証明書（市税の滞納がない旨の証明） ⑥老朽危険空家等の附近見取図、配置図、外観写真 ⑦除却工事に係る見積書 ⑧消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書 様式 5 ⑨老朽危険空家等の所有者が複数の場合、所有者全員の同意書 ⑩老朽危険空家等に所有権以外の権利を有する者がいる場合、その権利者全員の同意書 市から補助金の交付の決定等について通知します。 様式 6 様式 7 <u>交付決定通知書が届いてから除却に関する契約を結んでください。</u> 除却工事を実施し、除却工事完了後40日以内（かつ年度内2月末まで）に完了実績報告書を提出してください。 ①完了実績報告書 様式 10 ②除却工事完了後の現場の写真 ③除却工事請負契約書の写し ④除却工事に要した経費の請求書又は領収書の写し ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 市で、除却工事が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。 様式 11 補助金交付請求書を市へ提出し、指定された口座へ市から補助金が振り込まれます。 様式 12

≪お問い合わせ先≫ 広島市 都市整備局 指導部 建築指導課
 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34
 TEL：082-504-2288 FAX：082-504-2529
 Eメール：kenchiku@city.hiroshima.lg.jp